平成２３年（再ロ）第１号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本784番地の16
再生債務者　森谷　義一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月６日から平成23年４月27日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（再ロ）第１号
京都市南区久世高田町257番地78桂ガーデンハイツ619号
再生債務者　伊藤　素美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月１日から平成23年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第２号
埼玉県行田市佐間２丁目18番28号
再生債務者　荒井　将男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月９日まで
平成23年２月23日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（再ロ）第２号
秋田県大館市猿間字戸沢67番地
再生債務者　秋元　政春
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月15日まで
平成23年２月22日　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（再ロ）第４号
岐阜市早田東町５丁目12番地１
再生債務者　鶴田　幸三
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月16日まで
平成23年２月23日　岐阜地方裁判所

平成２２年（再ロ）第２４号
堺市東区野尻町54番地13
再生債務者　紀　　浩子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月22日まで
平成23年２月22日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第５号
沖縄県沖縄市登川２丁目32番12号　コーポラスＫＩＮＡ３－Ｅ号室
再生債務者　田島　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月23日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（再ロ）第１００１３号
長崎県長崎市千歳町５番15―904号
再生債務者　藤嶌美知子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月22日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第２号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町３丁目828番地９
再生債務者　竹本美津枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月22日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１０号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎2209番地
再生債務者　橋本　尚久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月22日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２２年（再ロ）第９０号
大阪府寝屋川市池田３丁目９番７―1204号
再生債務者　中野　雅文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第９号
奈良市平清水町524番地
再生債務者　田畑　光寄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月23日　奈良地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１７号
札幌市東区北10条東７丁目１番１―410号
再生債務者　中島　裕之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月23日
札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年四月四日であり、効力発生日をもって甲は商号を吉田興産株式会社に変更いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月三十日
掲載頁　一二三頁（号外一八一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月三十日
掲載頁　一一六頁（号外一八一号）
平成二十三年三月三日
新潟県柏崎市駅前二丁目三番五一号
（甲）よしだクリエーティブ株式会社
代表取締役　深田　隆萱
新潟県柏崎市駅前二丁目三番五二号
（乙）吉田興産株式会社
代表取締役　深田　隆萱

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更後の商号はグローバルブランニング株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年三月三日
横浜市戸塚区戸塚町三八一四番地
グローバルブランニング合同会社
代表社員　本多　聡美

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年三月三日
大阪市港区弁天六丁目四―三三
合同会社真聖商事
代表社員　毛利　康成

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四千五百万円減少し、一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年二月二十二日
掲載頁　八十四頁（号外第三十四号）
平成二十三年三月三日
京都府亀岡市追分町大堀三二番地の二
旭建設株式会社
代表取締役　楠原　　健